人権に関する社会教育指導資料

成人を対象とした人権教育

~理論編~



栃木県教育委員会事務局生涯学習課

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(平成 15 年4月1日施行) や「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」に基づき、全ての県民の 人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の 社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえながら、「栃木県人権教育基本方針」 (平成 13 年 11 月6日決定)に基づき、「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育の充実に向けた連携体制の整備」、「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」、「人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実」に取り組んでいます。

令和3(2021)年に開催された「多様性と調和」を基本コンセプトの一つに掲げた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、人種、性別、性的指向、障害の有無など、あらゆる面での違いを肯定し、互いに認め合う機会となりました。一方で、日本固有の人権問題は依然として存在しており、加えて、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別など、新たな人権問題も明らかとなっています。人権の重要性がますます高まっている中、人権尊重の理念について正しく理解を深めることが極めて重要であると考えます。そこで、今年度は、人権教育指導者が成人を対象とした人権教育を推進する上での基本的な考え方や意義、進め方などの理論について確認し、必要な資質や能力を養うことができる指導資料を作成しました。

人権教育の推進に資するよう、社会教育をはじめ、様々な学習の場において、 本資料を活用いただければ幸いです。

令和4(2022)年3月

栃木県教育委員会事務局牛涯学習課長 星野 肇



目 次

0	はじめに	
0	編集の方針	1
1	「人権」って何だろう?	
	人権とは?・・人権教育とは?	2
	国際的な動き	3
•	日本の動き	4
i	栃木県では ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	成人を対象とした人権教育の意義とは?	
	成人教育と人権教育	10
	生涯学習の観点に立った人権教育の推進	11
•	成人教育において部落差別(同和問題)に関わる学習が求められる理由(コラム)	12
3	成人を対象とした人権教育をどのように進めればいいの?	
J	が、できずいできている。 できない。 でもない。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな。 でもな	
	人権教育の三つの内容	14
	成人を対象とした人権教育を進めるために	15
•	学習会・研修会等の具体例	16
4	成人を対象とした人権教育の事例	
	事例1 (子育て世代)	18
	事例2~5(地域住民)	19
	事例6・7(企業・団体等)	····· 23 ····· 25
	李[/50 岁 (内足城来风子日)	23
0	参考資料(様々な人権問題、お問い合わせ、過年度の指導資料について)	
0	参考(表紙イラスト、出典・参考一覧、編集委員)	
0	奥付	



編集の方針

私の公民館でも 人権に関する講座 を設けたいけど、 どのように進めれ ばいいのか教えて ほしいな。

人権をめぐる動 きや法律について 詳しく知って、「人 権 | を自分の言葉 で、表現できるよ うにしたいな。

成人教育におけ る人権教育の必要 性について知り、 成人を対象とした 学習機会の充実を 図りたいな。

市町の人権教育 担当者として、人 権教育を推進して いきたいけれど、 事例を紹介してほ しいな。









公民館職員の A さん



人権教育推進担当職員の B さん

令和3(2021)年度の「人権に関する社会教育指導資料」は、人権教育に関わる社会教育 担当者の基本的な疑問や悩みを解決し、生涯にわたって(主に成人を対象とした)人権に 関する多様な学習機会を提供するため、「理論編」の形式にしました。

人権教育の基本的な在り方や推進の方策を示した「人権教 育推進の手引」(県教委総務課人権教育室R3.4)の社会教育分野や 過去の人権に関する社会教育指導資料(以下、社会教育指導 資料という。) 等を基に、成人を対象とした人権教育を推進 する上で基本となる考え方や意義、方法等をまとめ、最後の 章では、九つの事例を掲載しています。





1

「人権」って何だろう?

公民館職員の A さん

人権教育推進担当職員の B さん

公民館で人権に関する 講座を開くことになった けど、そもそも「人権」 って何だろう。





「人権教育」の研修 をすることになったけ ど、どのように説明し たらいいのだろう。

A さんと B さんは、日本国憲法が保障する「基本的人権」を踏まえ、国や県が「人権」や「人権教育」についてどのように規定しているのか、調べてみました。

人権とは?

○人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である。

(人権擁護推進審議会答申)

○人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

(人権教育・啓発に関する基本計画)

○人権とは、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

(栃木県人権尊重の社会づくり条例)



- ・人権は、誰もが生まれながらにしてもっている権利で、人間として 幸せに生きていくために欠かせないものです。ですから、私たち一人 一人にとって、なくてはならないとても大切なものですね。
- ・私たちの日常生活の中に深く関わっているものなので、誰もが平和で明るく幸せに生活していくためには、自分の権利と同じようにほかの人の権利も認めることが大切です。



人権教育とは?

- ○人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力をいう。 (「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画)
- ○人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨とするものである。

(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)



- ・人権教育とは、自分を大切に思う心、そしてほかの人を大切に思う心 を育むことです。自分を見つめ、そしてほかの人を見つめ、違いを認 めながら語り合ったり、励まし合ったりして対等につながっている喜 びを育てることですね。
- ・私たちの日常生活の中で、誰かが嫌な思いをしているのではないかと 思ったときに、手を差し伸べたり、一緒に考えたり、行動したりする 態度を育てることなのです。





人権について、国際 的な動きは、どういっ たものがあるのか調べ てみよう。 さらに、日本における人権をめぐる動きや 法律について理解を深めたいな。



次に、AさんとBさんは、人権をめぐる国際的な動きや日本の動きについて、調べることにしました。

国際的な動き

■世界人権宣言

第二次世界大戦後の世界平和を実現するため、昭和 23(1948)年の国連総会において採択されました。この宣言により、人権は世界中の人々が共有する考え方となりました。

■国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ 包括的なものです。社会権規約と自由権規約の2つがあり、昭和41(1966)年の国連総会において 採択されました。

■人権教育のための国連 10 年

平成6(1994)年の国連総会において、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、行動計画を採択しました。平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込めて、「21世紀は『人権の世紀』」と呼ばれています。



■人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連 10 年」の成果と問題点を踏まえ、平成 16(2004)年 12 月 10 日に決議されました。この計画では、5年を一つの段階としてくくり、特定分野を設定し、併せて行動計画を策定するというもので、これに評価を加えて繰り返していきます。第一段階(2005~2009年)は初等・中等教育における人権教育に焦点を当てた事業を実施しました。第二段階(2010~2014年)は高等教育機関における人権教育及び教育者や公務員等に焦点を当てた事業を実施し、第三段階(2015~2019年)はメディア専門家及びジャーナリストの人権研修を促進してきました。そして、「青少年のための人権教育」をテーマとした第四段階(2020~2024年)に入り、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標と連携させることが盛り込まれました。

世界中の人々の人権が守られるように、 国連では、定期的に見直しが図られている のですね。



日本の動き

■「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

国連決議の「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成9(1997)年に策定されました。「人権 という普遍的文化を築き上げることを目的に、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供などの努力を積極的に行うこと」を目標としています。

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

国内行動計画などを踏まえ、平成 12(2000)年に、人権教育・啓発を総合的により一層の推進が 図られるよう制定されました。人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体の責務が明ら かにされました。

■人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、平成 14(2002)年に策定され、現在の日本社会において現実にある様々な人権問題を具体的に指摘し、それらの解決を図ることとしました。 平成 23(2011)年には、北朝鮮当局による拉致問題等の事項を加えて一部変更されました。



基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

さらに、最近の日本の人権に関する法律についても 知りたいな。



■ハンセン病問題基本法

国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が平成 13(2001)年に施行されました。しかし、その後も未解決の問題が多く残されていたことから、ハンセン病問題解決の促進を図るため、平成 20(2008)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が制定されました。

■障害者差別解消法

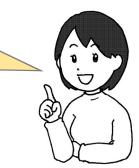
国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成 25(2013)年に制定され、平成28(2016)年に施行されました。

政府は、少子高齢化の進む日本が目指すべき社会として「共生社会」を提唱しています。共生社会とは、障がいのある・なしや性別、年齢などのさまざまな違いにかかわらず、誰もが社会の一員として互いに人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。

■ヘイトスピーチ解消法

近年、デモやインターネット上で、特定の国や地域の出身者やその子孫について、一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりする内容の言動(ヘイトスピーチ)が見られます。このような不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が平成28(2016)年に施行されました。

ヘイトスピーチのない社会をつくるため、国 民には努力義務が、国と地方公共団体には責務 があると明記されています。



■部落差別解消推進法

部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づき、差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるという、我が国固有の重大な人権問題です。部落差別(同和問題)の解消の推進のため、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成 28(2016)年に施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

■アイヌ民族支援法

アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)」が令和元(2019)年に施行されました。

■新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする偏見や差別、医療従事者及びその家族・関係者等に対する心ない言動など、問題のある事例が報告されています。感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律」が令和3(2021)年施行され、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

新しい人権問題が生じているのでこの ように、法律として位置付けられている のですね。





人権教育を推進してい くために、栃木県ではど のような取組をしている のか調べてみよう。 栃木県において、同和 教育から人権教育へどの ように移行してきたのか を理解したいな。



そして、A さんとB さんは、栃木県の人権教育及び人権施策について、調べることにしました。

栃木県では

同和教育の推進

本県における同和教育は、昭和49(1974)年に取組を開始し、すべての学校すべての地域において組織的・計画的に推進してきました。さらに、平成9(1997)年からは、同和問題を人権問題の柱としてとらえ、人権に関するあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもたせながら、一人一人を大切にする人権尊重を貫く教育として同和教育を推進してきました。

栃木県は、昭和 49(1974) 年 か ら同和教育を推 進してきました。



同和教育から人権教育へ発展的に再構築

■栃木県人権・同和問題意識調査[平成 12(2000)年]

真に人権が尊重される社会の実現を目的とした施策の展開の基礎資料とするために、様々な人権問題に対する県民の意識状況を調査しました。

■栃木県人権教育·啓発推進行動計画[平成 13(2001)年3月 21 日]

県民一人ひとりが、人権の意義や重要性を知識として確実に身に付け、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、「様々な場」を通じた人権教育・啓発の推進を計画しました。

■とちぎ教育振興ビジョン 2001[平成 13(2001)年3月]

これまでの同和教育で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題をはじめ、人権にかかわる 様々な問題の解決を目指し、人権を尊重する教育を積極的に推進していく必要性を示しました。

■同和対策審議会(意見具申)[平成 13(2001)年 10 月3日]

学校や地域の実情を踏まえ、教育の中立性と主体性が守られるよう留意しながら人権教育を積極的に推進し、人権の共存が図られ、共生社会が実現されることを強く望む内容でした。

栃木県において、同和教育から人権教育へ どのように移行してきたのかを理解すること が大切です。



人権教育のスタート

県教育委員会では、平成 13(2001)年 11 月 6 日、「栃木県人権教育基本方針」を決定し、これまでの同和教育で積み上げられてきた成果等を踏まえながら、人権尊重の精神の涵養を目的として人権教育を推進していくことにしました。同和問題については、人権教育の中で取り上げる様々な人権問題の中でも特に重要なものとし、残された課題解決に向け、より一層工夫しながら効果的に取り組むこととしています。

■栃木県人権教育基本方針

栃木県では、栃木県人権教育基本方針 に基づいて人権教育を推進しています。

栃木県人権教育基本方針

栃 木 県 教 育 委 員 会 平成13年11月6日決定 平成14年 4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、 組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極 的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の 特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理 解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を 提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、<u>生涯学習の観点に立って</u>、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。



「人権尊重の理念」とは

自分の人権ばかりで なく、他人の人権につい ても正しく理解し、一人 一人が自分の権利と責 任を自覚して、互いに人 権を尊重し合う、人権共 存の考え方です。

「人権尊重の精神の涵養[※]」とは

一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、 これを着実に身に付けていくことです。

※ 涵養 水が自然にしみこむように、 少しずつ養い育てること

「生涯学習の観点に立つ」とは

すべての人々の人権 が真に尊重される社会 の実現を目指し、思いや りに満ちた差別のの 明るい地域づくりの 点から人権教育を推育 を上涯学習体系に位した と派と方法、学習の を工夫することです。 また、県教育委員会では、令和3(2021)年3月に「栃木県教育振興基本計画2025―とちぎ教育ビジョンー」を策定し、「人権尊重の精神を育む教育の充実」を基本施策の一つとして、人権教育の更なる推進に努めています。栃木県では、「栃木県生涯学習推進計画(六期計画)2021~2025」を策定し、「人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実」を施策の一つとして、関係機関等と連携しながら、多様性への理解を促す学習機会の充実を目指す事業を展開しています。

■栃木県教育振興基本計画 2025-とちぎ教育ビジョンー

基本施策 2 人権尊重の精神を育む教育の充実 主な取組

- (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備
- 、(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
- (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実
- ■栃木県生涯学習推進計画(六期計画)2021~2025

基本施策1 生涯にわたる学びの機会の充実

施策1-2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実

- ① 人権意識を高める学習活動の推進
- ② 障害の特性を踏まえた多様な学習機会の提供
- ③ 外国人との相互理解のための学習機会の提供









栃木県教育振興基本計画 2025

栃木県生涯学習推進計画(六期計画)

「栃木県教育振興基本計画 2025」や「栃木県 生涯学習推進計画 (六期計画)」においても基本 施策の一つに掲げて、人権教育の更なる推進に 努めていますね。



人権施策の推進

栃木県では、平成 15(2003)年4月1日に施行した「栃木県人権尊重の社会づくり条例」及び平成 17(2005)年3月に決定した「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、平成 18(2006)年に基本計画を策定し、平成 23(2011)年に改訂しました。

そして、平成 28(2016)年 3 月に「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」を策定し、平成 28(2016)年度からの 10 年間を推進期間として、様々な人権施策を総合的に推進しています。

この計画は推進期間の中間年に見直しを行うこととしており、計画策定後の人権を取り巻く状況の 大きな変化や、令和2(2020)年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえながら、計 画を補完するものとして、令和3(2021)年9月に「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)増 補版」を策定しました。

増補版では、人権施策に係るこの5年間の動きに触れるとともに、新たな人権課題(新型コロナウ イルス感染症に関連した人権問題、働く人の人権問題)の追加や、従来の人権課題の名称変更(「同和 問題」から「部落差別(同和問題)」)など)を行っています。







栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)増補版



〈人権担当者として〉





2

成人を対象とした人権教育の意義とは?

成人教育と人権教育

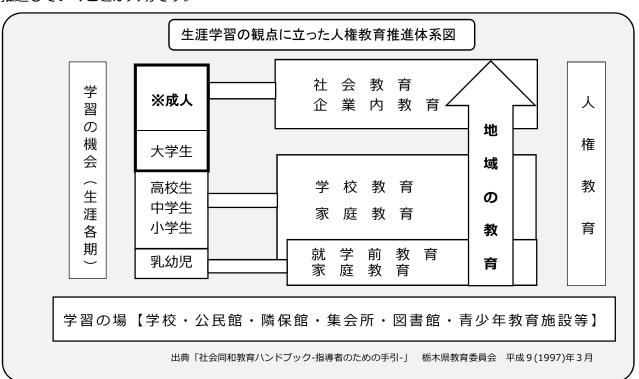


今や私たちは「人生 100 年時代」を迎えようとしています。また、経済の発展や技術革新などによって、生活は便利で豊かになり、個人の余暇時間も増加の傾向にあります。ライフスタイルの変化と高度情報化、グローバル化、少子高齢化など社会情勢が激しく変化する中で、すべての人々が豊かな人生を創造し、一人一人が自分なりに生きがいをもって生きるためには、生涯を見通して常に学習をし続けることが必要になってきています。

また、今日、様々な国際的課題がありますが、その中の特に重要な課題の一つとして、人権問題があげられます。2015年に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、そのなかでは SDG s (持続可能な開発目標) が示されました。アジェンダの前文では「誰一人取り残さないことを誓う」とうたわれ、同じく「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」とも述べられています。これらはまさに SDG s の核に人権があることを示しています。

我が国においても、部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題が、現在も存在しています。これらの諸問題を解決していくためには、青少年から高齢者にいたるすべての人々の人権尊重の精神を高めることが重要な課題となっています。

成人を対象とした人権教育では、人権問題を自らの課題としてとらえ、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養うことが求められています。そのためには、生涯学習の観点に立ち人権教育を推進していくことが大切です。



※初等中等教育を修了した青年を含め、すべての成人を「成人」として示します。

牛涯学習の観点に立った人権教育の推進

人権に関する学習は、私たちが「よりよく生きる」ための生涯をとおして取り組むべき学習であり、 各世代・各ライフステージにおける必要課題でもあります。また、一人一人の「生き方」に関わる学習 でもあるともいえるでしょう。

したがって、人権教育の推進に当たっては、「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことができるように、人権教育を生涯学習の体系や各世代に適切に位置付け、学習のねらいを明確にしながら、様々な人権問題の解決のために学習が計画的・継続的に行えるようにする必要があります。

ライフステージに応じた学習のねらい

生涯各期における人権に関する学習を効果的に行い、充実させるためには、それぞれのライフス テージに応じた学習のねらいを明確にしながら学習に組み込むことが大切です。

- ○乳幼児期
- ○青少年期

○成人前期

人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、日常生活の中で人権感覚を磨き、人権尊重の視点に立った 家庭づくりや社会参画に努めます。

○成人後期

人権尊重社会の形成者として、人権への配慮や態度が行動につながるような人権意識を高め、偏見や差別のない地域づくりや社会参画に努めます。

○高齢期

様々な人権問題を正しく認識し、差別のない明るい地域づくりの相談役等の役割を果たしていけるように努めます。

多様な学習機会の充実

成人教育において人権教育を推進していくためには、それぞれの対象に応じた学習の場を、意図的かつ計画的に設け、あらゆる機会を活用して学習機会の提供を行うことが大切です。

○子育て世代(PTA研修、保護者会、家庭教育学級 等) ※事例は 18 ページ

PTA活動に人権問題に関する学習を位置付け、学校と連携しながら人権教育についての理解を深めます。 また、市町等が主催する家庭教育講座等への参加を積極的に促し、人権意識の高揚に努めます。

○地域住民(青年・女性・高齢者学級 等) ※事例は 19~22 ページ

人権問題に関する課題と住民の学習ニーズを踏まえて、地域住民に意図的・計画的に学習機会を提供し、 地域における人権意識の高揚に努めます。

- ○企業・団体等(青年・女性学級 企業研修 等) ※事例は 23・24 ページ
 - 計画的な研修をとおして、すべての従業員を対象に人権意識の高揚に努めます。
- ○特定職業従事者(行政職員研修・教員研修 等) ※事例は 25・26 ページ

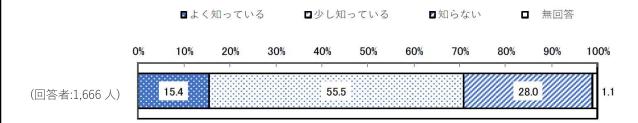
正しい人権感覚を身に付け、人権意識を高め、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう研修の充実を図るとともに、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるよう努めます。

成人教育において部落差別(同和問題)に関わる学習が求められる理由

(令和2(2020)年度「人権に関する県民意識調査」から)

問 10-1 あなたは、日本社会に「同和地区」「未解放部落」「被差別部落」などとよばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」「部落差別」などといわれる人権問題があるのを知っていますか。

図2-13 同和問題(部落差別)(認知)



部落差別(同和問題)について、「よく知っている」(15.4%)と「少し知っている」(55.5%)を合わせた『知っている』が 70.9%となっています。『知っている』は、平成2年以降減少傾向にあり、今回調査が最も低くなっています。

問 10 – 2 〔問 10 – 1で「よく知っている」あるいは「少し知っている」と答えた方に対して〕

あなたが、同和地区や同和問題(部落差別)について、はじめて知ったきっかけは何からですか。

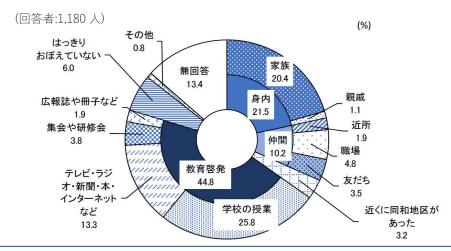


図2-16 同和問題(部落差別)(知識の提供者)

部落差別(同和問題)をはじめて知ったきっかけについて、全体では「学校の授業」(25.8%)が最も多く、次いで「家族(祖父母・父母・きょうだいなど)」(20.4%)となっています。

また、カテゴリー別では、「教育啓発」(44.8%)に次いで、「身内(家族・親戚)」(21.5%)、「仲間」(10.2%)であり、身近な人から聞いたことがきっかけである割合が多くなっています。



部落差別(同和問題)については、学校の授業や各種広報媒体等による教育啓発が重要であるとともに、家庭や地域社会においても、正しい知識を普及し、偏見や差別をなくしていけるよう、成人を対象とした教育啓発を推進していくことが求められています。

教科書から消えた「士農工商」

★江戸時代の身分制度★

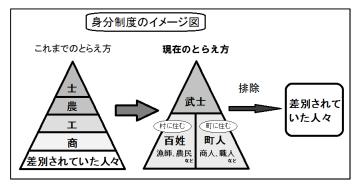
かつて、近世特有の身分社会とその支配・上下関係を表す用語として「士農工商」という表現が、教科書でも使われていました。しかし、部落史を含む近世史の研究が進められるようになると、江戸時代の身分制度を示した用語として考えられていた「士農工商」は、実際にはこれまでの概念とはかけ離れたものであり、単純に「士農工商」というとらえ方では説明ができないことが分かりました。現在は、「農」と「工商」との身分の上下関係がなかったこと、被差別身分の人々は、社会から排除される差別を受けていましたが、社会の最下層に置かれていたわけではないことも分かってきました。

これらのことを受け、現在、江戸時代の身分制度を表現する記述としての「士農工商」の表現は教科書では使用されなくなっています。

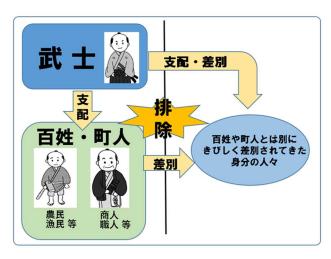
★「農工商」から「百姓・町人」へ★

「百姓」とは、もともとは、「一般の人々」という意味でした。やがて、在地領主として武士が 登場すると、しだいに年貢などを納める人々を指すようになり、近世には武士身分と百姓身分が

明確に区別されるようになりました。 実際には「士」(武士)を高い身分に おき、武士以外の身分は農村に住む 「百姓」、城下町に住む「町人」と分 けられ、職業ではなく住む場所によって身分は分けられていました。百 姓身分には、漁業や林業に従事する 人々もおり、百姓=農民ということ ではありません。



★「百姓・町人」とは別にきびしく差別されてきた身分の人々★



以前、教科書では民衆の不満をそらすために 差別された人たちの身分をつくったことが記述 されていました。これも現在の教科書にはあり ません。現在、小学校の教科書では、近世以前 から差別されてきたという意味を込めて、「百姓 や町人とは別にきびしく差別されてきた身分の 人々」等と表現しています。中学校・高等学校 では、生徒の理解も可能であるという実績によって、別の呼称もあるものの「えた・ひにん」と いった当初最も広範囲にあった身分呼称で表記 されています。

また、「これらの人々は、きびしい差別の中で も、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しま

せ、また治安などを担って、社会を支えました。」とあります。人々の「生産・労働」、「芸能・文化」 に焦点を当てた記述になっており、どのような努力や工夫を重ねて生き抜いてきたかなど、その生 き方に学ぶ学習を展開しています。 3

成人を対象とした人権教育をどのように 進めればいいの?

成人を対象とした人権教育では、学習会や講座の積極的な開設等、人権に関する学習の一層の充実を 図り、人権尊重の意識を高めることが求められています。

ここでは、人権教育の内容や成人を対象とした人権教育を進めるポイントなどについて説明していきます。

人権教育の推進に当たっては、人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、学習者の豊かな人間性を育み、人権意識を高めていくことが大切です。そこで、次の三つの内容を扱うこととしています。

人権教育の三つの内容

一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解 を深め、着実に身に付けていくこと。

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、 他人を思いやる心、正義感や公正 さを重んじる心、個性を認め合う

心、他者との共 生や異質なもの への寛容性など を育てます。



人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権の歴史を尊重できる意識を高めます。

「人権に関する学習」 とは、一般的にこの内 容を主とした学習を指 します。





人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にした雰囲気や環境(言語環境、学習環境等) をつくります。

神

涵

環境が人を育てるという側面を重視し、学習者を取り巻く環境 づくりをとおして人権教育の目標達成に寄与するというものです。



人 権 一 般

基本的人権(自由権、平等権、社会権等)

個人の尊重

人権の歴史

築

様々な人権問題

人権意識を高めるために、学習者の学習状況や理解度、地域の実情等を踏まえて取り上げるようにします。

女性

子ども

高齢者

障害者

部落差別 (同和問題)

外国人

HIV 感染者・ハンセン病患者及び元患者

犯罪被害者とその家族

インターネットによる人権侵害

災害に伴う人権問題

アイヌの人々

刑を終えて出所した人

性的指向・性自認にかかわる人権問題

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

北朝鮮当局による拉致問題

新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題

働く人の人権問題

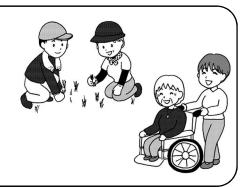
詳しくは27ページ参照

人権教育を推進していくためには、この三つの内容を効果的に関連付けて取り組んでいくことが大切です。成人を対象にした人権教育では、次の点に配慮するようにします。

成人を対象とした人権教育を進めるために

豊かな人間性を育てるために

- ○家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動を はじめとする様々な体験活動の充実を図ります。
- ○ボランティア活動などの社会貢献活動が推進されるよう環境 整備に努めます。
- ○各種の学級・講座等を通じ、学習者同士の交流を深めます。



人権意識を高めるために

- ○「様々な人権問題」を意図的・計画的に取り上げることが 大切です。
- ○学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、 地域の実情や学習・講座等のねらい、学習者の構成などを 踏まえ、課題を取り上げます。

連続の講座や研修 の一コマに人権意識 を高めるための学習 を位置付けてみては いかがですか?



人権が尊重された雰囲気や環境をつくるために

- ○人権が尊重された雰囲気や環境づくりは、「豊かな人間性を育てること」や「人権意識を高める こと」の取組を支えるものとして、すべての学習、研修等において求められます。
- ○一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された 環境の中で行われるよう、常に配慮します。(言語環境、学習環境等)

人権が尊重された雰囲気や環境づくりのポイント(例)

人権が尊重された雰囲気

- ○民主的な雰囲気づくり
- ・対等な関係(学習者同士、学習者と支援者)
- ・参加しやすい場(適切な言葉遣い、自由な発言機会等)
- ・受付での出迎え(笑顔、明るい声かけ等)
- ・教材、資料の工夫(イラスト、簡潔な 表現等) 等

人権が尊重された環境

- ○学習環境の整備
- ・学習者に合わせた配慮(高齢者、障害者、外国人等)
- ・心地よい会場(座席の配置、室内温度 や照度、装飾等)
- ・参加しやすい時間帯、学習時間
- ・教材、教具、資料等の充実
- ・個人情報の適切な取扱い 等

人権が尊重された雰囲気や環境は、すべての学習・研修等の基盤になっていますね。



学習会・研修会等の具体例

社会教育における人権教育の学習方法には、「参加体験型」や「講義型」、「広報紙型」などがあります。主催者は、それぞれのよさを生かしながら、学習者が主体的に学ぶことができるよう工夫して、人権に関する学習会・研修会等を計画的に実施していくことが大切です。

参加体験型

〇「ワークショップ」の形式

参加体験型学習は、学習者の主体的な活動とコミュニケーションをとおして、気付きや学びを共有し学び合う学習方法です。本県では、参加体験型学習をワークショップと呼び、人権感覚を磨き 人権意識を高める手法として取り入れています。

学習者自身が自らの知識や体験をもとに積極的に学習会や研修会に関われるため、学びに対する 充足感と学習を促進する効果が期待できます。ワークショップは下の三つの要素から構成され、統 一されたコンセプト(一貫したねらい)のもとに行います。

参加体験型学習(ワークショップ)の手法を取り入れた学習を構成する三つの要素

統 —

され

た

ンセプ

導

入

アイスブレーキング

・学習をスムーズに進めるための和やかな雰囲気づくりや、学習テーマに 対する下地づくりの活動



展

開

メインアクティビティ(中心となる活動)

・学習者の気付きや発見を促し、学びの分かち合いや共有化を図りながら 学習を深めたり、広めたりする活動



まとめ

ふりかえり

・学習者の気付きや学びを明らかにし、学習者自身の気付きや感想を皆で 分かち合い、学びを行動化しようとする意欲を高める活動

○参加体験型学習での基本的な 10 のアクティビティ

参加体験型の学習は、4~5人で1グループを基本として学習プログラムを企画立案します。プログラムを展開していくアクティビティには、次のようなケースがあります。学習者の人数や対象、学習内容、時間配分を考慮しながら、アクティビティを選択したり組み合わせたりするなどして、アレンジしていくようにします。

読む

資料や新聞、雑誌の記事など短い文章を一定時間(5~10分程度)の間に読むことによって、 課題やテーマに具体性を与えます。参加者に共通した情報を的確に伝えられるので、その後の話 合いや協議の素材とすることができます。



聴く

講師の講義や講演を直接聞くほか、一定時間、映像を視聴することなどをとおし、課題をもつことができます。その際は、課題意識を明確にして聴くことが大切なので、「聴き方」のポイントについてアドバイスをすると効果的です。



視る

現地での見学や実物を持ち込んでの本物を見ながらの活動です。場合によっては遠隔地をオンラインでつないだり、スライドやVTRを使用したりします。





動く

体を動かしたり、外へ出たり、見る位置や聞く姿勢を変えたりするなどの工夫によって、学習に集中できるようにします。



触れる

手で触れるなど実物に直接身体の一部を接触させることによって実感を高めることができ、理解を一層促進させることができます。



書く

「書く」ことは、自分の考えを合理的にまとめたり、曖昧であったものを明確にしたりすることができ、学習の記録としても有効です。また、絵や図で表現することを取り入れると、まとめや発表の際に効果的な資料になります。



話す

豊かな表現力やコミュニケーション力を高めていく上でも話すことは大切です。ペアやグループでの活動、全体での意見の共有、感想や意見を順に発表するなど、参加体験型学習では話す機会が多く取り入れられています。



つくる

グループでプログラムやチラシ、事業計画等をつくることは総合力が養われるとともに、成就感や達成感を得ることができます。作業をとおして、学習の楽しみが広がることも期待できます。



調べる

言葉の意味や表現等を文献、インターネットなどで直接調べたり、関係者から聞き取りをしたり、アンケートをとったりします。学びをより深めることができます。



一定の時間をかけて課題について考える時間や機会をもつことにより、冷静で的確な判断をすることができます。



参考:「生涯学習支援のための参加型学習のすすめ方~『参加』から『参画』へ~」(廣瀬隆人ほか) ぎょうせい (2000年)

講義型

〇「講演会」「シンポジウム」「対談」等の形式

大勢の学習者に対して、人権に関する多くの知識や情報を提供できる学習方法です。 講師の豊富な知識や経験を伝達する際に有効です。



○「啓発映画」「コンサート」「フィルムフォーラム」等の形式

大勢の学習者に対して、映像・歌・音楽・語りなどをとおして、人権尊重や人の優しさ、生きることのすばらしさなどを感性に訴えていく学習方法です。主催者が映画やコンサート等をとおして、学習者に感じ取ってほしいことを演奏前や幕間で伝えると効果的です。

広報紙型

○「啓発冊子」等の形式

学習者が時間の制限なく、いつでもどこでも人権に関する情報や知識等を 学ぶことができる学習方法です。各自治体が発行する広報誌等をはじめ、市 町教育委員会や学校からの各種たより等による地域住民や保護者への啓発活 動などもこの形式によります。



4

成人を対象とした人権教育の事例



成人といっても対象がとても幅広いから、対象ごとにどんな講座や研修が行われているのか知りたいな。

ここでは、家庭教育に携わる人、高齢者、企業で働く人などを対象とし、県内の公民館等社会教育施 設や企業、行政機関で開催された人権教育・啓発に関する講座や研修を紹介します。

事例 1 家庭教育学級のリーダーを対象とした人権教育研修

子育て世代

テーマ	SNSに関する人権問題について			講(師	$\dot{\imath}$	社会教育主事
目的	家庭教育学級のリ	家庭教育学級のリーダーの人権意識の高揚を図ります。					
参加者	地域の家庭教育学級のリーダー			会:	場	Ē	青年女性会館
時間	90分 回数 年1				,	人数	60人
学習方法	講話(SNSと人権に関する内容)、意見交換						

◇研修について

研修担当者から	・児童虐待やSNSによるいじめ、差別や偏見の解消など、家庭教育に関係する 様々な人権問題への対応について、講話やワークショップなどで学習すること をねらいとしました。
	・内容については、主となるテーマを伝えた上で、講師と打合せをして決めまし た。
参加者の感想	・差別をしないという姿勢を子どもにも示すことが大切だと感じました。・不確かな情報を流さないことが必要だと思いました。・大変な思いをしている人をねぎらうことが大事だと思いました。

事例2 公民館高齢者学級(市民大学)における人権教育講座

地域住民

テーマ	あなたならどうしますか? ~感染症に関する偏見や差別について考えよう~			講	師		社会教育主事
目的	地域住民の人権	地域住民の人権意識の高揚を図ります。					
参加者	60 歳以上の地域住民			会	場		公民館
時間	90分 回数 全7回の第			2 回	人	数	20人
学習方法	フィルムフォーラ	\(\text{\text{*}} \)					

◇講座について

講座担当者から	 ・市内に大きな病院があり医療従事者が多く在住しているため、感染症に関わる人権問題に関心が高いという地域の事情を踏まえ、企画しました。 ・「地域の人々と仲良く、安心して生活したい。」という住民の声があり、その実現のために、人権教育の講座を高齢者学級の中で位置付けています。 ・コロナ禍でも市民の学びの機会を確保するため、感染防止対策を講じてペアやグループで意見交換を行い、参加者は熱心に話し合っていました。
参加者の感想	・新型コロナウイルス感染症に対する差別が起こるのは不安でしたが、正しい知 識を身に付ければ、差別が少しずつなくなっていくのではないかと思いまし た。

※フィルムフォーラム:映像資料等を視聴し、参加者全員で感じたことや意見を述べ合う手法。

「地域の人々と仲良く、安心して生活したい。」という 地域住民の願いとその実現のために、人権教育の講座 を高齢者学級の中に位置付けることが大切なのですね。



事例3 市の高齢者学級における人権教育講座

地域住民

テーマ	『生きがいのつどい』みんなで考えよう!! 人生を楽しむための人権講座			講	師		社会教育主事
目的	互いを認め合い、楽しいコミュニケーション ² 機会とします。			ヹする	こと	で日々	の生活を豊かにする
参加者	地区在住の高齢者			会	場		地区会館
時間	90分 回数 全13回の第			1 💷	人	数	20人
学習方法	参加体験型学習(ワ	ークショップ	プ)				

◇講座について

・様々な活動をとおして、自分自身がもっている固定観念に気付き、よりよい関
係づくりについて考えることをねらいとして行いました。
・担当者からテーマについて講師に相談し、内容や方法については講師からの提
案により決めました。講師の提案を踏まえ、参加者が主体的に参加できる「ワ
ークショップ」型の講座を行いました。
・参加者は、講師からの説明を聞いたり、意見交換をしたりする中で、多様な価
値観や人による人権感覚の違いに気付いたようでした。
・固定観念について考える良い機会となりました。
・外国人の人権について考えることができました。



事例4 市人権推進施設事業における人権教育講座

地域住民

	新型コロナウイルス感染症から生まれる						
テーマ	偏見・差別を考える人権教育			講	師		社会教育主事
	~あなたならどう	しますか?〜	J				
目的	固定観念や互い	の価値観の遺	星いについて老	え、差	別の	ない社	会にするための心構
נים 🗀	えを考えます。						
参加者	地区在住の女性			会	場		地区会館
時間	90分	回数 全12回の第			人	数	20人
学習方法	参加体験型学習(ワークショップ)						

◇講座について

<u> </u>					
	・様々な人権問題について、講話やワークショップなどで学習できるようにして				
	おり、新型コロナウイルス感染症による偏見や差別をテーマとして取り上げま				
講座担当者から	した。				
	・テーマについては、担当者から教育事務所に相談し、内容や方法については担				
	当者と講師の話合いにより決めました。				
	 ・改めて偏見や差別を考える良い機会となりました。				
参加者の感想	・以めて偏兄\ ³ 左別を考える良い機会となりました。				
	・新型コロナウイルス感染症の偏見について考えることができました。				





事例を参考にしたいけど、うまくできるか不安だな。自分たちが住んでいる地区の、教育事務所ふれあい学習課に相談してみよう。(お問い合わせは29ページ参照)



事例5 地区在住の成人対象の人権教育講座

地域住民

テーマ	人権劇鑑賞会 朗読劇「月光の夏」					
目的	命の大切さに対	命の大切さに対する理解を深めるとともに、地区住民への人権啓発を図ります。				
参加者	地区在住の成人及 セミナー参加者	地区在住の成人及び高齢者ふれあい セミナー参加者 公民館				公民館
時間	90分 回数 全9回の第1回 人数 59人				5 9人	
学習方法	市民劇団による人権に関する朗読劇「月光の夏」の鑑賞					

◇講座について

講座担当者から	・地域住民とともに命の大切さや尊さについて考えることをねらいとしました。・幅広い世代の市民の人権意識向上を目指し、地域で活動する市民劇団による「人権劇」鑑賞という方法で講座を行いました。
参加者の感想	・命の大切さについて改めて考えることができました。・平和の尊さについて考えることができました。





事例6 企業における人権教育研修会

企業・団体等

テーマ	人権について考える			講	師	人権擁護委員(栃木県人権 擁護委員連合会)		
目的	部落差別(同和問題)及び日常における差別や偏見などに対する人権意識の高揚を 図ります。							
参加者	栃木事業本部の職員			会場			栃木事業所	
時間	90分	回数 年2回			ر	、 数	36人	
学習方法	講話及びフィルムフォーラム							

◇研修について

▽1町形に ついて	
研修担当者から	 ・企業の行動基準の上位に「人権尊重」を掲げており、従業員の人権意識の高揚に努めています。 ・参加者は、人権擁護委員による講話に熱心に耳を傾けました。意見交換の時間には、質問や意見がよく出ました。 ・法務局を通じて、人権擁護委員に講師を依頼しています。 ・内容やテーマについては、担当者が検討したテーマを講師に伝え、そのテーマに関する講話や映像資料を講師に準備していただきました。
参加者の感想	 ・イメージを変えていくことはなかなか難しいですが、当事者の人々も含め、様々な人が問題解決に向けて尽力しているのだと感じました。 ・未だに差別が残っていることを悲しく思います。早く解消すればと願います。 ・現在も残っている人権問題について、今後も考えていく必要があると思いました。 ・差別は、人の行動でなくせると思いました。





事例7 「公正採用選考人権啓発推進員」研修会

企業・団体等

テーマ	公正採用選考や人権問題等について			講(師	人権擁護	木労働局職員 養員(栃木県人権擁 (金金)
目的	護委員連合会) 従業員の採用に当たり、部落差別(同和問題)をはじめ近年注目されている LGE 国籍差別・新型コロナウイルス感染症患者やその家族に対する偏見や差別等の様々 人権問題についての正しい理解と認識のもと、基本的人権の尊重に基づく差別のな公正な採用選考システムの確立を図るために行います。					すされている LGBT・ 見や差別等の様々な	
参加者	企業の公正採用選考人権啓発推進員の方 会場 県内3会場					県内3会場	
時間	120分 回数 年1回 人数 延べ約50					延べ約500人	
学習方法	講話及びフィルムフ	ォーラム					

◇研修について

研修担当者から

- ・公正採用選考人権啓発推進員の方は、事業所内で行われる労働者の採用選考が 公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者(旗振り役)としての役 割を担っています。
- ・役割を果たすために、公正採用選考人権啓発推進員の方には、ハローワークや 労働局が定期的に開催する研修会等を通じて、公正採用選考や人権問題等に関 する正しい理解と認識を深めていただきます。

人権擁護委員の方や労働局の職員が、企業における 公正な採用や人権意識の啓発のために研修を行ってい るのですね。



事例8 市の新規採用職員のための人権教育研修

特定職業従事者

	新型コロナウイルス感染症から生まれる							
テーマ	偏見・差別を考える人権教育			講	師	市。	人権推進課職員	
	~あなたならどうしますか?~							
	市職員として、市	民サービス	スの向上や円滑	な業務	遂行	のために	必要な人権意識の高	
目的	揚と基礎知識の習得を図ります。							
参加者	市の新規採用職員			会場市		市	民文化センター	
時間	90 分	回数 全2回の第1回 人数 31 /				31 人		
学習方法	参加体験型学習(ワークショップ)							

◇研修について

	・市役所職員としての資質向上のため、講座やワークショップなどをとおし、様々				
	な人権問題について学習できるようにしました。				
加俊ヤンギから	・テーマや手法については、教育事務所ふれあい学習課に相談しました。その上				
研修担当者から 	で、人権推進課で講師を務める職員と話し合って決めました。				
	・資料は、「人権に関する社会教育指導資料 ワークショップ 2020」をアレンジ				
	して作成しました。				
参加者の感想	・改めて新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別について考える良い機会				
	となりました。				



テーマ	人権尊重の視点に立	った学級・学	校づくり	講	師		合教育センター 社会教育主事
目的	SNSなどの多様なコミュニケーション方法の登場に伴い、様々な人権っている中、教員、生徒ともに人権尊重の意識を高め、互いを尊重し合うるために、必要な知識や新しい見方・とらえ方の習得を図ります。 人権を守るためには、どのようなことに気をつける必要があるかを理解尊重された環境づくりについて考えを深めます。					重し合う環境をつく	
参加者	教職員 学校会議室					学校会議室	
時間	60分	回 数 年1回 人 数 35人				35人	
学習方法	参加体験型学習(ワークショップ)						

◇研修について

研修担当者から	 ・生徒の言葉遣いや教師の言動など、生徒、教師ともに人権意識を向上させることがよりよい学校づくりのための課題であると感じていたので、総合教育センターに講師を依頼して、研修を行いました。 ・参加体験型学習「ワークショップ」の形式で、教職員が意見交換や情報共有できるような研修にしたいと考えました。そして、講師と打合せをしてテーマを決めました。
参加者の感想	・違和感や不合理さに気付くことや社会に目を向けることの大切さを学びました。・人権に関する配慮に欠ける言動が見受けられないか注視するとともに、人権尊重の視点に立った生徒の気付きを増やしていくことが大切だと感じました。





女性

性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性に対するあらゆる暴力(DV*1、セクハラ*2、性犯罪、ストーカー行為等)が根絶されること、就職・昇進による性差がなく、女性個人の意思であらゆる分野に参画できること、女性の育児・介護負担などに性差がないことなどの社会実現が求められています。

子ども

日本は1994年「子どもの権利条約^{※3}」を批准し、子どもの生命・人権を守り健やかな成長をめざして取組を行っています。児童虐待、児童買春、児童 ポルノ、薬物乱用等の防止に関する法整備を図っています。また学校でも児童生徒の成長に重大な影響を与えるとしていじめ、暴力行為、不登校、体罰等の対策が行われています。

高齢者

人はいくつになっても生きがいをもち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、身体・精神的衰えの理由による高齢者に対する就職差別や、要介護者への身体・心理・経済的虐待等が増えています。高齢者の心情に寄り添い、地域全体が高齢者を支え、生活の質を向上させていくことが対策として求められています。

障害者

日本は 1990 年代にノーマライゼーション※4の考え方を導入し、ともに幸福な人生を目指して暮らすことを社会の基本としています。障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で生活しやすいように環境を整え、障害の有無にかかわらず、個人がもつ意欲と能力を発揮できる社会の実現が大切です。

部落差別 (同和問題)

日本の歴史過程でつくられた身分差別により、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、就職や結婚の際に差別を受けることがあります。根拠のないうわさや固定観念にとらわれずに、正しい認識をもつことが大切です。

外国人

言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しているほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われるなどの問題もあります。互いに尊重し合い、ともに暮らしていく多文化共生の意識をもつことが大切です。

HIV 感染者・ハンセン病患者及び元患者

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、HIV感染者やハンセン病患者等への偏見や差別意識を生んできました。病気について誰もが正しく理解し、患者が安心して医療を受けられることができ、自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的被害のほかに精神的・経済的負担にさらされます。また風評や報道によりプライバシーが侵害される等の二次的被害もあります。犯罪被害者やその家族の置かれた立場とその心情をきちんと理解し社会全体で支えられていくことが求められています。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、気軽に情報発信ができる特性から、トラブルに発展するケースが多発しています。また、一度掲載された情報は掲載した人の意思にかかわらず、広がる可能性が大きいです。一人一人が他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報管理をしていくことが求められています。

災害に伴う人権問題

東日本大震災に伴う福島第 一原子力発電所の事故では、被 災者や福島への偏見や差別と いった風評被害や避難した子 どもへのいじめなどの問題が 発生しました。

災害は、発生後の救済・復旧・ 復興のすべての過程において 「人権」の視点で捉えることが 必要です。

アイヌの人々

古くから北海道を中心に住んでいたアイヌの人々は、独自の文化や伝統を築いてきました。しかし、今なお結婚や就職における差別が残っています。少数民族であるアイヌの人々の文化・伝統を学び理解することで、アイヌの人々の尊厳を尊重することが大切です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には、 更生の意欲があっても、周囲の 偏見や差別意識によって、就職 を断られたり、入居を拒否され たりするなど、社会復帰が困難 となる問題があります。刑を終 えて出所した人が社会の一員 として円滑な生活を送るため には、周囲の理解と協力が必要 です。

性的指向・性自認に かかわる人権問題

性のあり方は、一人一人異なります。恋愛対象が同性や両性に向かう人、体の性と心の性に不一致を感じる人などさまざまです。しかし、周囲からの偏見や差別により、日常生活で不自由を感じている人がいます。社会全体が、性に対する多様なあり方についての理解を深めていくことが大切です。

ホームレス等生活困窮者に かかわる人権問題

様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまれず公園や道路などで生活している人々がいます。こうした人々が、嫌がらせや暴行を受ける問題や社会とのつながりが薄れ、自ら助けを求められないなどの問題があります。相談窓口の周知や個々の状態に応じた支援が必要です。

北朝鮮当局による拉致問題

1970~80 年代にかけて、多 くの日本人が不自然な形で行 方不明となり、その多くは北朝 鮮(朝鮮民主主義人民共和国) 当局による拉致の疑いが濃厚 であることが明らかになり した。日本政府は、これまでに 2002 年に帰国した5名を含 め17名を拉致被害者として認 定しています。拉致問題早期解 決には、国民と国際社会の理解 と支持が大切です。 新型コロナウイルス感染症に 関連した人権問題

働く人の人権問題

人権を取り巻く状況の大きな変化や令和2年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025) 増補版 令和3年9月」に新たな人権課題として、新規追加となりました。

※1 DV…Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称で、配偶者からの暴力です。また、デート DV とは交際相手など親密な関係にある人(配偶者を除く)からの暴力のことです。 ※2 セクハラ…セクシュアル・ハラスメントの略称で、性的な言葉や行為で行う性的嫌がらせのことです。 ※3 「子どもの権利条約」…国際連合が 1989 年に採択した「児童の権利に関する条約」の通称です。 ※4 ノーマライゼーション…障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけることで、障害の有無にかかわらずともに生きる社会が本来の社会であるという考え方のことです。1994 年「障害者差別解消法」改正により導入。

【参考】

「人権について考える〜人権って何だろう?〜」栃木県 平成30年3月 「人権の窓(高校1年生学習資料)」栃木県教育委員会 平成30年6月 「栃木県人権施策推進基本計画2016〜2025)」増補版栃木県 令和3年9月



お問い合わせ

人権教育に関する出前講座や研修について、御相談・御依頼等ありましたら、下記まで、お問い合わせください。

お問い合わせ		
河内教育事務所(宇都宮市・上三川町)	TEL	028-626-3183
上都賀教育事務所(鹿沼市・日光市)	Tel	0289-62-7167
芳賀教育事務所(真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)	TEL	0285-82-3324
下都賀教育事務所(壬生町・野木町・小山市・栃木市・下野市)	TEL	0282-23-3422
塩谷南那須教育事務所	TEL	0287-43-0176
(矢板市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那珂川町)		
那須教育事務所(大田原市・那須町・那須塩原市)	TEL	0287-23-2177
安足教育事務所(佐野市・足利市)	TEL	0283-23-1471
総合教育センター生涯学習部	TEL	028-665-7206
栃木県教育委員会事務局生涯学習課	TEL	028-623-3404













過年度の指導資料について

本県では、昭和 53(1978)年度から、同和教育における指導資料の作成に計画的に取り組んできました。平成 9(1997)年度から、参加体験型学習(ワークショップ)を取り入れた「社会同和教育指導資料」を、平成 14(2002)年度以降は「人権に関する社会教育指導資料」を作成し、ホームページに掲載しています。

また、平成30(2018)年度から、人権に関する社会教育指導資料を県内関係各所にデジタルデータ(CD-ROM)で配布しています。講座で活用できるスライド(パワーポイント)も収録していますので、御活用ください。

栃木県 人権 指導資料





人権ワークショップ 2020

令和2(2020)年は、世界中の国々が「新型コロナウイルス感染症」による影響を受け、 日常生活を含めた様々な活動が制限される状況となり、新型コロナウイルス感染症に係る 差別やいじめが社会問題となりました。そこで、人権教育指導者への支援の一助となるよ う既存のプログラムの手法を活用して「新しい生活様式」の下でも活用可能な資料を作成 いたしました。

①講座の時間

・可能な限り学習者が「密閉」された中で「密集」する時間が長くならないように、プログラムの実施目安時間を40分としています。学習環境により、学習者同士で行う意見交換の回数や、ワークシートに取り組む作業時間等で、学習時間の調整が行えます。

②学習者の活動内容

・学習者同士の「密接」を避けるために、意見の共有は、ファシリテーターが集約して学習者 に伝えるなどとしています。プログラムの肝要なところ、学習者に気付かせたいところに意 見交換の時間を絞り、プログラムのねらいが達成されるようにしています。

③プログラムの構成

・様々な学習環境に対応できるように、アイスブレーキングとメインアクティビティとなるプログラムを分けて掲載しています。アイスブレーキングには、本資料集で対応するプログラムも併記しているので、ファシリテーターが自由に組み合わせて現況を考慮した学習プログラムが構築できます。



作成したプログラム等

- 1【その他の人権問題】あなたならどうしますか?
- 2 【子どもの人権】たすけて、は見えにくい
- 3【インターネットによる人権侵害】見えてる?見えてない?
- 4 【新しい生活様式】における学習の手法
- 5【新しい生活様式】における人権が尊重された雰囲気や環境づくりの手法



表紙イラスト

令和3 (2021) 年度人権に関するイラスト入賞作品

「世界共通語は『笑顔』」 幸福の科学学園中学校 1年 利光 羽奏さん

【制作意図】

このイラストの人間、動物たちにハートがあります。それは地球上の生き物は同じ「尊い命」をもっていて、同じ「権利」があることを表しています。みんなが同じ空で生きられることを願っています。



出典 · 参考一覧

- •「社会同和教育ハンドブック-指導者のための手引-」 栃木県教育委員会 平成9(1997)年3月
- •「生涯学習支援のための参加型学習のすすめ方~『参加』から『参画』へ~」 廣瀬隆人ほか ぎょうせい 平成 12(2000)年
- 「人権に関する社会教育指導資料-じんけん学びガイド-」 栃木県教育委員会 平成 15(2003)年3月
- 「人権に関する社会教育指導資料-じんけん公民館ガイド-」 栃木県教育委員会 平成 18(2006)年3月
- •「人権に関する社会教育指導資料-実践!参加体験型人権学習-」 栃木県教育委員会 平成24(2012)年3月
- 「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」 栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課 平成28(2016)年3月
- 「人権ポケットブック⑦-障がいのある人と人権-」 公益財団法人人権教育啓発推進センター 平成29(2017)年6月
- •「人権について考える」栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課 平成30(2018)年3月
- •「人権の窓(高校1年学習資料)」栃木県教育委員会 平成30(2018)年6月
- •「人権ポケットブック⑧-外国人と人権-」 公益財団法人人権教育啓発推進センター 令和元(2019)年12月
- ・「人権に関する県民意識問査報告書」 栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課 令和3(2021)年3月
- •「人権教育推進の手引」 栃木県教育委員会 令和3(2021)年4月
- 「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)増補版」 栃木県県民生活部人権 青少年男女参画課令和3(2021)年9月
- 「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」 法務省人権擁護局 全国人権擁護委員連合会リーフレット
- 内閣府 「障害を理由とする差別の解消の推進」
 - https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html
- 法務省 「同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう」 https://www.moi.go.ip/JINKEN/iinkenO4 OO127.html
- 法務省 「新型コロナウイルス感染症に関連して一差別や偏見をなくしましょうー」 https://www.moi.go.jp/JINKEN/iinkenO2 00022.html



編集委員

(〇印は編集委員長)

○ 田中 久之 栃木県教育委員会事務局河内教育事務所ふれあい学習課副主幹

宮田 一士 栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事

上野 竜一 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所ふれあい学習課副主幹

椎名 裕美 栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事

大谷 貴之 栃木県教育委員会事務局塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課副主幹

伊藤 知恵 栃木県教育委員会事務局那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事

近藤 正和 栃木県教育委員会事務局安足教育事務所ふれあい学習課副主幹

大越 真二 栃木県総合教育センター生涯学習部社会教育主事

佐藤 正明 栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事

イラスト 伊藤 知恵

「成人を対象とした人権教育 〜理論編〜 」

令和4(2022)年3月

編集•発行 栃木県教育委員会事務局生涯学習課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 TEL 028-623-3404 FAX 028-623-3406 E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp

※本資料は、下記ホームページにも掲載します。

栃木県教育委員会/人権に関する社会教育指導資料

https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/education/shougai/suishinjigyou/jinken-guide-top.html

